

(仮称) 第2次茨木市人権施策推進計画 (改定版) (素案) の構成について

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

本市では、平成27年(2015年)に「第2次茨木市人権施策推進基本方針」、平成29年(2017年)には「第2次茨木市人権施策推進計画」を策定し、各種施策の推進を図ってきた。

しかしながら、人権を取り巻く環境の変化は大きく、SNSやサイト等インターネット上でのプライバシーの無断掲示や誹謗中傷などの問題や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って生じた様々な差別や偏見など、新たな人権課題が生じている。また、障害者でありかつ女性である場合などに生じる複合差別の問題など、人権問題は複雑化、多様化、複合化している。

これらの状況を踏まえ、令和3年(2021年)度を実施した「茨木市人権問題に関する市民意識調査」の結果と、「第2次茨木市人権施策推進計画」の取組の成果・課題を踏まえつつ、国際社会の潮流や国・府等の動向との整合性を図りながら、すべての行政分野において、引き続き、市民とともに人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画として「(仮称)第2次茨木市人権施策推進計画(改定版)」を策定する。

2 計画の位置づけ

●第5次茨木市総合計画(平成27年度～令和6年度)の分野別計画として、人権施策の推進やその方向性を定める

- ・まちづくりを進めるための基盤 【施策】人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす

3 計画の期間

国の法制度や社会経済情勢などを踏まえ、平成29年度(2017年度)を計画初年度とする「第2次茨木市人権施策推進計画」を改定し、令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)までの4年間で計画の期間とする。

第2章 人権施策の現状と課題

1 人権をめぐる社会的な動向

●国際的な動向

- ・国連が平成27年(2015年)年「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択
→貧困の解消やジェンダー平等の実現、不平等の是正等の目標が掲げられた。

●国内の動向

- ・平成28年(2016年)人権3法「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行
※「障害者差別解消法」は令和3年(2021年)5月に改正(→障害者への合理的配慮の提供を民間の事業者にも義務付ける。)
- ・令和元年(2019年)5月「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ民族支援法)が施行
- ・令和3年(2021年)2月「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行
→新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の防止に係る国及び地方公共団体の責務(相談支援や啓発など)が定められた。
- ・令和3年(2021年)4月「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が改正
→インターネット上の誹謗中傷等による権利侵害について、より円滑に被害者救済を図ることを目的として、発信者情報開示について新たな裁判手続が創設されるなど、制度的な見直しが行われた。
- ・令和4年(2022年)6月「刑法等の一部を改正する法律」が公布
→インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを背景に、侮辱罪の法定刑の引上げに係る規定が定められ、令和4年(2022年)7月に施行された。

●大阪府の動向

- ・平成27年(2015年)10月「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」を策定(令和2年(2020年)4月改訂)
- ・平成28年(2016年)4月「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」(大阪府障がい者差別解消条例)が施行(令和3年(2021年)4月一部改正)
- ・令和元年(2019年)10月「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を改正
- ・令和元年(2019年)10月「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」(大阪府性的多様性理解増進条例)が施行
- ・令和元年(2019年)11月「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」(大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)が施行
- ・令和4年(2022年)4月「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行

第2章 人権施策の現状と課題

2 本市における取組

●これまでの取り組みの経過

- ・平成27年(2015年)「第2次茨木市人権施策推進基本方針」を策定
- ・平成29年(2017年)「第2次茨木市人権施策推進計画」を策定
- ・平成30年(2018年)3月「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定
- ・令和4年(2022年)5月「茨木市SDGs推進ガイドライン」を制定

●「第2次茨木市人権施策推進計画」の取組の評価と課題

3 市民意識調査からみた課題

令和3年(2021年)11月11日から同年11月22日に実施した「茨木市人権問題に関する市民意識調査」について、調査結果を記載。

4 近年の社会情勢を踏まえた施策課題

●新たに取り組むべき人権課題

- ・インターネットを通じた人権侵害
- ・新型コロナウイルス感染症における人権について記載

●社会情勢に基づく課題

- ・多文化共生社会
- ・ヤングケアラーについて記載

第3章 計画の基本理念と取り組むべき主要課題

1 計画の基本理念

- 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のないまちづくり
- 誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

2 人権課題への取組に共通する基本方針

- すべての人にとって価値あるものとしての人権意識の醸成
- 自らと他者の人権の擁護に積極的な態度の育成
- 新しい課題に常に開かれた取組
- ソーシャル・インクルージョンの観点からの人権の擁護

3 取り組むべき主要課題と施策の方向性

本市が取り組むべき主要な課題

- ・男女共同参画
- ・高齢者問題
- ・部落差別(同和問題)
- ・個人情報
- ・セクシュアル・マイノリティ
- ・子ども・若者の問題
- ・障害者問題
- ・外国人問題
- ・インターネットを通じた人権侵害
- ・さまざまな人権問題

第4章 人権行政の推進 — 市行政の基盤としての人権施策

1 人権意識の高揚を図るための施策

●人権教育・啓発の推進

- ・人権啓発推進体制の確立
- ・人権教育の充実
- ・人権に関する学習機会の提供
- ・就労の場における人権文化の醸成
- ・地域における人権文化の醸成

●人権教育・啓発に取り組む指導者の養成

- ・指導者・ボランティアの育成
- ・当事者グループの支援と協働
- ・自ら学び、行動する消費者市民の育成

●市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進

- ・NPO・地域団体等の支援
- ・市民参加によるまちづくりの推進
- ・当事者の参加の推進

●人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実

- ・人権に関する情報収集・提供機能の充実
- ・人権教育・啓発に関する調査・研究
- ・災害時における災害弱者の支援体制の確立と地域連携の促進

●教育の機会均等の確保と学習の場の充実

- ・教育の機会均等の確保と学習の場の充実
- ・識字・日本語学習や基礎教育の学び直しの機会の提供

2 人権擁護に関する施策

●市民の主体的な判断・自己実現の支援

- ・当事者のエンパワメント、市民の主体的な判断・自己実現の支援
- ・社会参加の促進と社会的障壁の除去・軽減
- ・困難を抱える市民に対する情報提供・学習支援

●人権にかかわる総合的な相談窓口の整備

- ・人権にかかわる相談窓口の整備
- ・相談事例等を通じた実態把握
- ・相談機関との連携
- ・庁内連携による相談対応の強化

●人権救済・保護体制の充実

- ・人権救済・保護体制の強化
- ・関係機関との連携の強化
- ・地域における人権侵害の防止と保護・救済
- ・就労の場における人権侵害からの保護・救済
- ・各種生活支援サービスや福祉サービスの充実

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

●庁内の推進体制

- ・人権行政の確立
- ・連携体制の強化
- ・人権施策推進の拠点としての「いのち・愛・ゆめセンター」の活用

●市民・地域との連携

●企業・民間団体との連携

2 計画の評価と進行管理

●計画の進行管理におけるPDCAサイクルの確立

●施策の充実・改善のための評価手法の検討